

岡山県教育委員会規則等の一部改正について

このことについて、別紙案により改正いたしたい。

令和4年9月2日

岡山県教育委員会教育長  
鍵 本 芳 明

## 教育委員会規則等改正一覧

### 1 改正内容

改正する規則	主な改正内容	頁
①岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則（昭和31年岡山県教育委員会規則第12号）	(R4. 10. 1施行) 定時制課程の市立高等学校に係る給与事務等のうち、県立学校に併置された学校に係るものについて、新給与システムの稼働開始に伴い、他の県費負担教職員同様に教育事務所が行うよう、所要の改正を行う。	2
②岡山県立学校の管理運営に関する規則（平成13年岡山県教育委員会規則第2号）		2

### 2 施行期日

令和4年10月1日

(目次) 岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則 (県  
例規集登載)

## ◎岡山県教育委員会規則第 号

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則を次のよう  
に定める。

令和四年九月 日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則及び岡山県立学校の管理運営に  
関する規則の一部を改正する規則

(岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部改正)

**第一条** 岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則 (昭和三十二年岡山県教育委  
員会規則第十二号) の一部を次のように改正する。

第二十一条第十七号中「(県立学校に併置された学校の職員を除く。)」を削る。

第二十二条中「(県立学校に併置された学校の職員に係るものを除く。)」を削る。  
。

(岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

**第二条** 岡山県立学校の管理運営に関する規則 (平成十三年岡山県教育委員会規則第二  
号) の一部を次のように改正する。

別表第五校長の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号まで  
を一号ずつ繰り上げる。

### 附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。